

土木管理課

議案第58号

港区公衆便所条例の一部を改正する条例について

資料一覧

資料番号	資料名	ページ
資料①	港区公衆便所条例の一部を改正する条例について	2
資料②	三光坂下公衆便所の概要	3
資料③	新旧対照表	4

港区公衆便所条例の一部を改正する条例について

1 改正内容

港区公衆便所条例の別表（第二条関係）中、三光坂下公衆便所に関する項目（名称・位置）を削除します。

2 改正理由

三光坂下公衆便所は、都道芝新宿王子線の歩道上に設置され、歩行者通行の妨げとなっています。このような状況に加え、利用者数も少なく、周辺住民からの撤去の要望もあるため、三光坂下公衆便所（白金四丁目3番7号先）を廃止するものです。

3 施行期日

令和7年10月1日から施行します。

三光坂下公衆便所の概要

- | | | | |
|---|-------|---|---------------------|
| 1 | 位 | 置 | 白金四丁目3番7号先 |
| 2 | 面 | 積 | 6.04 m ² |
| 3 | 開設年月日 | | 大正15年3月30日 |

位置図



現況写真



港区公衆便所条例新旧対照表

改正案	(前略) 別表(第二条関係) <table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr><tr><td>新橋二丁目公衆便所</td><td>(略)</td></tr><tr><td>老増町公衆便所</td><td>(略)</td></tr><tr><td>香取橋際公衆便所</td><td>(略)</td></tr><tr><td>川駅港南口公衆便所</td><td>(略)</td></tr></table> 付 則 この条例は、令和七年十月一日から施行する。	名 称	位 置	新橋二丁目公衆便所	(略)	老増町公衆便所	(略)	香取橋際公衆便所	(略)	川駅港南口公衆便所	(略)		
名 称	位 置												
新橋二丁目公衆便所	(略)												
老増町公衆便所	(略)												
香取橋際公衆便所	(略)												
川駅港南口公衆便所	(略)												
現 行	(前略) 別表(第二条関係) <table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr><tr><td>新橋二丁目公衆便所</td><td>(略)</td></tr><tr><td>老増町公衆便所</td><td>同</td></tr><tr><td>三光坂下公衆便所</td><td>白金四丁目三番七号先</td></tr><tr><td>香取橋際公衆便所</td><td>(略)</td></tr><tr><td>川駅港南口公衆便所</td><td>(略)</td></tr></table>	名 称	位 置	新橋二丁目公衆便所	(略)	老増町公衆便所	同	三光坂下公衆便所	白金四丁目三番七号先	香取橋際公衆便所	(略)	川駅港南口公衆便所	(略)
名 称	位 置												
新橋二丁目公衆便所	(略)												
老増町公衆便所	同												
三光坂下公衆便所	白金四丁目三番七号先												
香取橋際公衆便所	(略)												
川駅港南口公衆便所	(略)												